

岐阜県がん対策推進条例の一部改正（案）について

1. 条例改正の趣旨

- 昨年度、県議会の議員提案条例検証特別委員会による検証結果において、「岐阜県がん対策推進条例」については、条例制定時からの社会情勢の変化などを勘案し、「条例の見直しを検討すべき」とされた。
- 国においても、平成28年12月、適切ながん医療に加え、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体におけるがん教育の推進などを盛り込んだ、「がん対策基本法」の改正法が成立した。
- そのため、同法の改正動向やがんに関する最新の情報を踏まえつつ、他県の例も参考に、条例の見直しを行うもの。

2. 条例改正の内容

第1条（一部改正）

- がん対策においてがん患者がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題であることを踏まえた改正（改正がん対策基本法と同趣旨）

第3条（一部改正）

- 岐阜県におけるがん検診受診率は、乳がん検診を除いて、全国平均を下回っていること、精密検査受診率も、乳がん検診を除いて、岐阜県がん対策推進基本計画の目標値（90%）を下回っていることを踏まえ、がん検診の中に精密検査を含むことを明記

第5条（新設）

- がん検診受診率の向上のため、事業者の役割として、がん検診の受診等に関する啓発を規定
- 改正がん対策基本法において、事業主の責務として、がん患者の雇用の継続等への配慮規定が新設されたことを踏まえ、条例でも新設

第6条（全面改正）

- 県民へのがんの罹患に関する知識の普及・啓発事項に、がんの原因となる感染症（肝炎、HPV等）や、性別や年齢等に係る特定のがんに関する知識を追加。
- 市町村の公共施設における受動喫煙の防止に関する規定を新設
- がんの早期発見に向け、がん検診の質向上等に関する規定（第7条）を新たに設けることから、第6条を「予防」に特化する条文に改めた。それに伴い、「早期発見」に関する項目については、第7条に移した。

第7条（新設）

- 「がんの早期発見及び検診の質の向上等」として、早期発見の推進等に関する項目を新設
- 県内どの市町村であっても、一定レベル以上のがん検診が受診できるよう、県による市町村におけるがん検診の実態把握に関する規定を新設

第8条（一部改正）

- 第6条と第7条の改正等に伴う文言整理

第9条（全面改正）

- がん患者の療養生活の質の維持向上、精神的・社会的な不安その他の負担の軽減に向け、がん患者等への支援策として全面改正
 - ・がん患者やその家族を含めた相談体制の充実（第1号）
 - ・改正がん対策基本法において、がん患者の雇用の継続等への事業主の配慮規定が新設されたことを踏まえ、県の取組みとして、がん患者の就労に向けた相談・情報提供体制の整備を新設（第2号）
 - ・がん患者等関係団体が行う、がん患者の療養生活やその家族に対する活動への支援（第3号）

第12条（一部改正）

- 内容をわかりやすくするための文言整理

第17条（新設）

- 改正がん対策基本法において、地方公共団体の責務として、がん教育の推進が新設されたことを踏まえ、条例でも新設

3. 施行日

平成30年4月1日（予定）